

基本事件：間接強制申立事件

申立人（基本事件債権者） ●

相手方（基本事件債務者） ●

秘匿事項届出書面

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第21部御中

申立人（基本事件債権者）代理人弁護士 ●

申立人につき、次のとおり秘匿事項等を届け出ます。

郵便番号	〒●	
住所	●	
氏名	●	印
電話番号	●	

申立書・委任状、陳述書等に記載した、住所・氏名に代わる事項

住所に代わる事項	代替住所A
氏名に代わる事項	代替氏名A

委任状

令和●年●月●日

委任者 住所 代替住所 A
氏名 代替氏名 A

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

弁護士 ●
住所 ●
電話 ●
F A X ●

第 1 事件

- 1 相手方 ●
- 2 裁判所 東京地方裁判所
- 3 事件の表示 間接強制申立事件

第 2 委任事項

- 1 上記事件に関する一切の行為を代理する権限
- 2 申立ての取下げ、和解
- 3 執行抗告、特別抗告若しくは抗告許可の申立て又はこれらの取下げ
- 4 復代理人の選任

基本事件：間接強制申立事件

申立人（基本事件債権者） 代替氏名 A

相手方（基本事件債務者） ●

秘匿決定申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第 2 1 部御中

申立人（基本事件債権者）代理人弁護士 ●

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民事執行法 20 条、民事訴訟法 133 条 1 項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

第 1 申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所及び氏名を秘匿するとの決定を求める。

第 2 申立ての理由

本件は、●である。

そのため、申立人の住所等の全部又は一部が当事者に知られることによって、申立人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、申立人は、民事執行法 20 条、民事訴訟法 133 条 1 項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

以上

疎明資料

1 陳述書 1 通

陳述書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事部御中

代替氏名 A

●